

## 令和6年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和6年度愛媛県地域運営組織経営力強化支援事業費補助金交付要綱（以下「要綱」という。）第20条の規定に基づき、要綱の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(地域運営組織)

第2条 要綱第2条第1項第2号に掲げる地域運営組織は、同号に規定するもののほか、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 小学校区（旧小学校区を含む。）又は中学校区（旧中学校区を含む。）、公民館区等の複数の集落を包摂する地域を活動範囲としていること。
- (2) 地域内の様々な個人又は団体が参画していること。
- (3) 包摂する集落の持続可能性を高める活動を行っていること。
- (4) 運営及び活動の基本となる規約等を有していること。
- (5) 事務局機能（会計処理を含む。）が整備されていること。
- (6) 宗教活動又は政治活動、反社会的活動、公序良俗に反する活動を行っていないこと。

(補助対象事業)

第3条 要綱別表に掲げる補助対象事業は、次の各号に掲げる要件をすべて満たすものとする。

- (1) 地域運営組織が主体的に実施する事業であること。
- (2) 地域の課題解決又は魅力向上、地域活動の活性化、地域への定着促進など、地域運営組織が包摂する集落の持続的発展につながる事業であること。
- (3) 他の地域での参考となる効果が期待できる事業であること。
- (4) 事業終了後も事業効果の継続性が期待できる事業であること。

2 前項の規定にかかわらず、補助対象事業には、次の各号に掲げる事業を含まないものとする。

- (1) 国または県の補助金、交付金等の交付を受けている事業
- (2) 要綱第1条に掲げる補助金の趣旨に反する事業

(補助対象経費)

第4条 補助対象経費には、補助金の交付を受けようとする者が所在する市町からの補助金または交付金等を活用して取り組む事業に要する経費を含めることができるものとする。

(事業計画)

第5条 要綱第4条に定める期日は、別に募集期間を定めるものとする。

2 前項の期間は、予算の範囲内で期間の延長又は再度募集できるものとする。

(補助金の内示)

第6条 要綱第5条に定める補助金の内示に当たっては、要綱第4条に定める事業計画書を提出した者が所在する市町からの意見を聴くことができるものとし、第3条

第1項各号に掲げる内容を総合的に審査したうえで、内示するものとする。

(補助金の交付決定)

第7条 要綱第7条による交付決定後、補助事業者の名称及び事業概要等を県公式ホームページで公表する。

2 補助事業者は、公益財団法人えひめ地域活力創造センターから補助事業の効果的な実施を確保するために、必要に応じて相談、助言、支援を受けることができるものとする。

(補助金の変更承認申請)

第8条 要綱第8条第1項第3号に定める重要な変更は、補助目的に変更をもたらすものではなく、かつ、補助事業者の自由な創意のもと、より効果的に補助目的の達成に資すると考えられる軽微な変更を除くものとする。

(補助金額の確定)

第9条 要綱第11条に規定する審査では、次の各号に掲げる補助対象事業の実施状況を確認する。

- (1) 収入・支出に係る領収書等の証拠書類
- (2) 事業の実施内容がわかる書類
- (3) 前各号のほか、知事が必要と認めた事項

(指導監督)

第10条 要綱第18条に定める指示は、公益財団法人えひめ地域活力創造センターと共同して実施することができるものとする。

附 則

この要領は、令和6年4月1日から施行する。